

(2) 届出対象行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るもので、以下の特定施設及び届出対象行為に該当する行為は、届出の対象となります。

なお、特定施設届出地区は、一般地区（全市域）に重ねて指定することから、特定施設以外の全ての行為については、一般地区の届出対象行為及び景観形成基準が適用されます。

■届出が必要な特定施設の一覧

用途	例
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター、ラブホテル 等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く）	ガソリンスタンド 等
飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店 等
物品販売業を営むための施設（販売のための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	スーパーマーケット、専門店 等
物品貸付業を営むための施設（貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	レンタルビデオ店、貸自動車業 等
旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館 等
太陽光発電施設（自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。）	
広告塔、広告板、屋上広告	
その他	カラオケボックス、コインパーキング

■特定施設届出地区における届出対象行為

行為の種類 ^{※1}		行為の規模 ^{※2}
建築物の建築等 ^{※3}	新築、増築、改築、移転若しくは撤去	● 当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	● 当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物の建設等 ^{※4}	新設、増築、改築、移転及び撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	● 高さが1.5mを超えるもの ● 高さが5mを超えるもの
	柵及び塀、擁壁等	● 高さが10mを超えるもの
	記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱 等	● 高さが5mを超えるもの 又は ● 築造面積が10㎡を超えるもの
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	● 高さが1.5mを超えるもの 又は ● 事業区域が100㎡を超えるもの
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設 等	● 表示面積が1㎡を超えるもの
太陽光発電施設	● 高さが1.5mを超えるもの 又は ● 事業区域が100㎡を超えるもの	
広告塔又は広告板 ^{※5}	● 表示面積が1㎡を超えるもの	

行為の種類※ ¹	行為の規模※ ²
<p style="text-align: center;">広告物の設置又は外観の変更※⁵</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されるもの 又は ● 表示面積が1㎡を超えるもの

- ※1 通常の管理行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為など、景観法第16条第7項及び八代市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外とする。
- ※2 増築等により新たに当該規模を超える場合を含む。工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとする。
- ※3 建築基準法第2条第1号に規定する建築物とする。(工事に係る仮設のものを除く。)
- ※4 八代市景観条例施行規則第3条第1号から第13号までに掲げる工作物とする。
- ※5 熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。